

配食サービス利用要件移行期間の取り扱いについて

～R3年度の利用

月	火	水
配食		
	介護サービス	
		介護サービス
		配食



配食と他のサービスが入っている曜日に新たに介護サービスを加える場合

月	火	水
配食		介護サービス
	介護サービス	
		介護サービス
		配食

配食の継続利用は可能

他のサービスを利用している曜日に配食の利用を変更

月	火	水
配食		
	介護サービス	
		介護サービス
	配食	(配食)

配食の利用は不可

配食のみ利用していた曜日に新たに他のサービスを加える

月	火	水
介護サービス		
	介護サービス	
配食		介護サービス
		配食

配食の継続利用は不可